

水戸市情報公開・個人情報保護審査会告示第1号

水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年水戸市条例第45号）第14条の規定に基づき、令和元年5月22日付け情個審答申第1号に係る答申の内容を公表する。

令和元年6月7日

水戸市情報公開・個人情報保護審査会

会長　古屋　等

答申の内容の公表

1 審査会の結論

水戸市と茨城県警察本部との交通協議の交通規制課の出席者及び会議等の内容に関する文書（平成28年4月8日以降の9回分）の開示請求に対し、別表第1に掲げる文書を特定し、その一部を不開示とした決定については、実施機関が追加で開示することとした別表第2に掲げる部分に加え、別表第3に掲げる部分を開示すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 審査請求人は、市長に対し、平成30年8月15日付で水戸市と茨城県警察本部との交通協議の交通規制課の出席者及び会議等の内容に関する文書（平成28年4月8日以降の9回分）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 市長は、本件開示請求について、平成30年8月29日付で同年9月28日まで開示決定等の期間の延長を行った。
- (3) 市長は、本件開示請求に係る行政文書として本件開示文書を特定し、平成30年9月28日付で本件開示請求に対し、水戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号及び第5号に該当する部分を不開示とする決定（以下「本件処分」という。）をし、同日付で審査請求人に部分開示決定通知書を送付した。
- (4) 審査請求人は、市長に対し、平成30年10月17日付で本件処分に対する審査請求書を提出した。
- (5) 実施機関は、平成30年11月28日付で弁明書を作成し、同日付で審査請求人に送付した。
- (6) 審査請求人は、市長に対し、平成30年12月14日付で反論書を提出した。
- (7) 実施機関は、平成31年1月9日に本委員会に諮問した。

3 審査請求人の主張

- (1) 趣旨 「条例に沿って不開示部分を開示すること」との裁決を求める。
- (2) 理由 審査請求人の主張は、審査請求書、反論書及び意見陳述において述べられた内容によると、おおむね次のとおりである。
 - ア 「市の保有する情報の一層の開示、市政への市民参加の推進及び市民の信頼の確保を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」（条例第1条）、実施機関の責務として「行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈、運用するものとする」（条例第3条）という、情報公開の根幹についての認識が市長には著しく欠如しており、本件処分は、条例に違反する。

イ 市民会館計画は、市民生活に多大な影響を及ぼすものであるから、それに関連する水戸市と県警の交通協議内容記録を開示することが必要不可欠な事案である。

ウ 市長は、条例第7条（行政文書の開示義務）について恣意的かつ拡大解釈しており、不開示処分を撤回すべきである。水戸市情報公開条例逐条解説（以下「逐条解説」という。）によると、条例第7条第5号は、「市政への市民参加の推進を図る」という条例の目的から不開示とする範囲を極力限定するとともに、支障が「不当」に生じる場合に限定しようとするものである。「不当」に該当するかどうかは、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示することによる利益とを比較衡量して判断するが、検討中の段階の情報を開示することの公益性を考慮しても、なお意思決定等に対する支障が見過ごしえない程度のものである場合に、不開示とすることができることになっている。市長は、不開示の理由として、「公にすることによる率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」、「未成熟な情報が尚早の時期に開示されることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」等5つのおそれを挙げているが、その判断は、次の理由から不当である。

- (ア) 率直な意見が損なわれる理由が示されていないこと。
- (イ) 市民の間に混乱を生じるとは何を想定しているのか不明であること。
- (ウ) 外部からの圧力や干渉があるが、市民の意見を圧力や干渉と見るというのは、極めて重大な偏見に基づくものではないかということ。
- (エ) 不当な利益又は不利益を及ぼすとしているが、誰にどのような利益・不利益を生じさせるのか不明であること。
- (オ) 将来の打合せが形式的かつ硬直的な議論しか展開されないおそれがあるとしているが、机上の空論でしかないこと。

エ 条例第7条第5号は、逐条解説にも「意思決定前の情報のうち」とあるから、意思決定された段階では、この条文のもとに不開示とすることは、違法である。

- (ア) 水戸市と県警本部との交通協議は平成28年4月8日から平成29年4月21日までの間に計9回行われているが、市長は、平成28年7月25日に都市計画決定を行っているため、同年9月28日以降の協議は、いずれも都市計画決定以降の協議記録であり、「意思決定前の情報」には当たりえない。
- (イ) 平成28年4月8日の協議文書は、都市計画決定よりも前の協議文書であるが、意思決定された以上は開示されるべきである。
- (ウ) 将來の同種の事務事業に係る意思形成に及ぼす支障については、本件開示請求に係る文書の内容は、特別の場所を対象とした交通協議であることから、このようなことに該当するとは考えられない。万一このことを理由に不開示とするのであれば、一般市民である審査請求人が理解できるように、市が説明する必要がある。市長が主張するとおり公安委員会の了解を得ているのであれば、公にすることによる率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや、市民の間に不当に混乱を生じさせるおそれというのではないはずであり、むしろ不開示とされていることによって、渋滞問題は一体どうなるのかという市民の間に不安や混乱を生じさせていると言つても過言ではない。

オ 条例の目的の1つに、市民参加の推進がある。市民参加とは、市が行う事務事業に

対して、賛成の立場だけをいうのではなく、反対意見も含まれることは、論を待たないものである。賛成反対を問わず、情報は、原則公開されるべきであり、そうしてこそ市民の信頼の確保が図られ、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるものである。

カ 部分開示決定通知書について、開示することができない部分の概要として平成29年3月15日の協議資料が記載されていないため、当該資料について全部開示がなされるべきである。

4 実施機関の主張

(1) 条例第7条第5号は、意思決定前の情報のうち、審議、検討又は協議に関する情報を開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合や、未成熟な情報が尚早な時期に開示されることにより不适当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不适当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合に、当該情報を開示しない旨を定めたものである。

これは、意思決定がされる過程においては、様々な選択肢について多方面から率直な意見交換等がされるものであるが、最終的に採用されなかつた事項、未成熟な意見、未整理の資料等が公開されることにより、最終的な意思決定に対する誤った理解、批判等を招き、外部からの不当な圧力や干渉等を受け、ひいては率直な意見の交換等が妨げられる結果となることを防止するために、適正な意思決定手続の確保を保護する趣旨、未成熟な情報等が一人歩きすることにより市民の間に当該事項が既定のものであるかのような誤解や混乱を生じさせることを防止する趣旨等から当該情報を不開示情報として定めているものである。

また、意思決定までの過程における打合せの内容には、個々の実状や担当者の個人的意見など公開しないことを前提として発言された意見、状況等が含まれていることが多く、そのような情報を無条件に公開することは、関係当事者間の信頼関係を損なう上、将来の同様の打合せにおいて、公開されることを前提とした形式的かつ硬直的な議論しか展開されない結果を招くおそれが十分に予想される。そのため、最終的な意思決定に至った後においても、その過程における情報を開示することにより、将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障を及ぼすときは、条例第7条第5号の不開示情報に該当する。

(2) 審査請求人は、本件処分について、条例第7条の行政文書の開示義務を恣意的かつ拡大解釈しており、不開示処分を撤回すべきであると主張している。また、審査請求人は、審査請求書において、市長が不開示の理由として挙げている「公にすることによる率直な意見の交換が不适当に損なわれるおそれ及び未成熟な情報が尚早な時期に開示されることにより不适当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある」という理由は、条例第1条の目的及び条例第3条の実施機関の責務に反しており、失当であると主張する。

しかし、条例第7条第5号において「市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれ、不适当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不适当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は、不開示情報とされており、同号に該当する情報を不開示とすることは、条例の目的及び市長の責務に反するものではない。

- (3) 本件処分において条例第7条第5号に該当し不開示とした情報は、市と茨城県警察本部との間の協議・検討に係る事項のうち個々の地元の実状や担当者の個人的意見など公開しないことを前提として発言された意見、状況等であり、行政相互間の意思形成過程の情報及び未成熟な情報であるため、行政機関相互の協議に関する情報であって公にすることによる率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び未成熟な情報が尚早な時期に開示されることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとして同号に該当するものと判断し、不開示としたものである。
- (4) 本件処分に対し審査請求人が開示を求める趣旨であるか明らかではないが、本件開示文書中の個人の氏名及び役職については、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号に該当するものと判断し、不開示としたものである。
- (5) 部分開示決定通知書において、「開示することができない部分の概要」として平成29年3月15日の協議資料が記載されていないのは、当該協議資料が存在しないためである。「行政文書の名称」として「平成28年4月8日、9月28日、10月18日、11月24日、12月2日及び12月27日並びに平成29年3月13日、3月15日及び4月21日の会議等結果報告及びその添付資料」とあるのは、添付資料があるものは、添付資料についても本件開示請求に係る文書として特定したことを示す趣旨である。
- (6) 本件処分について、違法・不当な点はなく、本件審査請求には理由がないとしたが、別表第2に掲げる部分（以下「追加開示部分」という。）については、条例第7条各号に掲げる不開示情報（以下「不開示情報」という。）には当たらないことから、開示することとした。
- (7) 当初、追加開示部分は、それが含まれるページ全体が不開示情報に当たると判断していたものであるが、その内容を改めて検討した結果、一つの文章として現況説明であるものや、タイトルあるいは協議内容の大枠を示す見出しのような部分については、開示しても不当に市民に混乱を生じるおそれではなく、条例の理念にのっとり開示すべきであると判断し、審査請求人に対し改めて開示するものである。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の理念にのっとり、及び市民の知る権利に対する意識の高まりを受け、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「市の保有する情報の一層の公開、市政への市民参加の推進及び市民の信頼の確保を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政の公正で民主的な発展に寄与することを目的」として制定されたものであるから、原則公開の理念の下、行政文書の特定を適正に行った上で不開示情報の範囲を厳格に解釈し、及び運用しなければならない。

(2) 本件処分について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表第1に掲げる文書を特定し、当該文書のうち、条例第7条第2号又は第5号に該当する情報として不開示として、部分開示決定をしたものである。

当初、実施機関は、追加開示部分についても不開示情報に当たると判断していたが、その後、内容について見直しを行い、当該追加開示部分は不開示情報には当たないと判断した。そのため、本審査会に対して、実施機関から審査請求人に追加開示部分を開示する旨の報告があった。

本件処分において実施機関が不開示とした情報について、審査請求人は、条例第7条の不開示理由は厳格かつ厳重に制限すべきであり、本件処分はこれを恣意的かつ拡大解釈していると主張し、その一部の開示を求めている。審査請求人の主張のとおり、情報公開は、原則公開の理念の下、不開示情報の範囲については厳格に解釈運用すべきであり、情報の開示・不開示の判断については、個別具体的にこれを行った上で、条例第7条各号の不開示情報に該当するもの以外のものについては、全て開示すべきであるから、本件処分において不開示とされた情報について検討する。

ア 条例第7条第2号該当性

本件処分において条例第7条第2号に該当するものとして実施機関が不開示とした情報は、個人の氏名及び役職である。個人の氏名及び役職は、特定の個人を識別することができる情報であり、同号に該当するものであると認められ、実施機関が個人の氏名及び役職を不開示としたことは、妥当である。

イ 条例第7条第5号該当性

条例第7条第5号は、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのある情報について、不開示とするものである。

審査請求人は、条例第7条第5号は、逐条解説にも「意思決定前の情報のうち」とあるから、意思決定後の段階では、この条文のもとに不開示とすることは、違法であると主張する。それに対し実施機関は、最終的な意思決定に至った後においても、その過程における情報を開示することにより、将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障を及ぼすときは、条例第7条第5号の不開示情報に該当すると主張している。

この点に関して、実施機関による、意思決定までの過程における打合せの内容には、個々の実状や担当者の個人的意見など公開しないことを前提として発言された意見、状況等が含まれていることが多く、そのような情報を無条件に公開することは、関係当事者間の信頼関係を損なう上、将来の同様の打合せにおいて、公開されることを前提とした形式的かつ硬直的な議論しか展開されない結果を招くおそれが十分に予想されるという主張は妥当であり、最終的な意思決定に至った後においても、その過程における情報を開示することにより、将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障を及ぼす場合があることは考えられる。

したがって、単に意思決定後であることをもって同号に該当しなくなるわけではない。

このことを踏まえ、本件処分において同号に該当するものとして実施機関が不開示とした情報(追加開示部分を除く。)の同号該当性について検討する。

(ア) 率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれのある情報について

本件処分において率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり条例第7条第5号に該当するものとして実施機関が不開示とした情報は、茨城県警察本部との協議における出席者個人の発言内容等具体的な協議内容の記録である。審査請求人は、本件開示請求に係る文書の内容は特別の場所を対象とした交通協議であることから、将来の同種の事務事業に係る意思形成に及ぼす支障に該当するとは考えられないと主張する。しかし、第7条第5号該当性判断に係

る将来の同種の事務事業とは、別の場所で行われる同種の事務事業も含むものであり、事業の場所が同一である場合のみを指すわけではない。市が事務事業を行う上で、今後も交通協議を行うことは十分に予想され、その際、後に発言内容等が公開されることとなれば、関係当事者間の信頼関係を損なう上、公開されることを前提とした形式的かつ硬直的な議論しか展開されず、率直な意見交換が阻害されるため、将来の同種の事務事業に係る意思形成に及ぼす支障があるといえる。

よって、率直な意見の交換が不適に損なわれるおそれのある情報であり条例第7条第5号に該当するものとして実施機関が不開示とした情報（追加開示部分を除く。）は、同号に該当するものと認められ、実施機関が当該情報を不開示としたことは、妥当である。

なお、審査請求人は、将来の同種の事務事業に係る意思形成に及ぼす支障を理由に不開示とするのであれば、一般市民である審査請求人が理解できるように、市が説明する必要があると主張する。この点、実施機関は、部分開示決定通知書において、開示することができない部分の概要として「会議等の内容」等と、その理由として「行政機関相互の協議に関する情報であつて、公にすることによる率直な意見の交換が不適に損なわれるおそれ及び未成熟な情報が尚早な時期に開示されることにより不適に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。」とそれぞれ記載して本件処分を行っている。当該部分の概要及び理由によれば、当該部分が会議等の内容であつて今後の同種の会議等において発言が公になることを危惧して詳細かつ率直な意見を出さなくなるおそれがあることは推察できるから、本件処分においては、開示請求をした者がその処分理由を推知できる程度に具体的に記載されているといえる。

(イ) 未成熟な情報が尚早な時期に開示されることにより不適に市民の間に混乱を生じさせるおそれについて

本件処分において、未成熟な情報が尚早な時期に開示されることにより不適に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり条例第7条第5号に該当するものとして実施機関が不開示とした情報（追加開示部分を除く。）は、協議資料のうち最終的な意思決定を行う前の検討段階の情報であつて未確定のものである。このような意思決定の途中の段階にある未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすれば、市民の誤解や憶測を招き、不適に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるといえる。

審査請求人は、平成28年7月25日に都市計画決定を行ったことをもって意思決定があつたと主張するが、本審査会が実施機関に確認したところ、当該都市計画決定には、本件開示請求に係る交通協議の内容は含まれていないことである。したがって、本件開示請求に係る交通協議に関する部分については、いまだ意思決定がされたものとはいえない。

ただし、別表第3に掲げる部分は、泉町周辺地区のまちづくりに関する協議資料における事業の効果と課題のうち効果の部分の小見出しであり、当然会議の場で議題として審議するであろう内容であつて、市民に不信感を抱かせたり、混乱を生じさせたりするようなおそれのある情報とは認められないため、実施機関がこれらの情報を不開示としたことは、妥当ではない。

よって、未成熟な情報が尚早な時期に開示されることにより不適に市民の間に混乱を生じさせるおそれのある情報であり条例第7条第5号に該当するものとして実施機関が不開示と判断した情報（追加開示部分を除く。）のうち別表第3に掲げる部分は開示すべきであるが、そ

れ以外の部分については、同号に該当するものと認められ、実施機関が当該部分を不開示としたことは、妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

(4) 結論

以上のことから、本審査会は、本件処分について、実施機関が追加で開示することとした別表第2に掲げる部分に加え、別表第3に掲げる部分を開示すべきであると判断する。

別表第1

- 1 平成28年4月8日会議関係文書
- 2 平成28年9月28日会議関係文書
- 3 平成28年10月18日会議関係文書
- 4 平成28年11月24日会議関係文書
- 5 平成28年12月2日会議関係文書
- 6 平成28年12月27日会議関係文書
- 7 平成29年3月13日会議関係文書
- 8 平成29年3月15日会議関係文書
- 9 平成29年4月21日会議関係文書

別表第2

1 平成28年4月8日会議関係文書

泉町周辺地区のまちづくりのうち、2ページ目の「1行目から3行目28文字目まで」、「10行目」及び「27行目」、3ページ目の「1行目」、4ページ目の「1行目」及び「10行目」並びに8ページ目の「1行目」及び「表の項目欄」並びにこれらのページのページ番号

2 平成28年9月28日会議関係文書

(1) 会議等結果報告のうち2ページ目の会議等の内容の「26行目」

(2) 泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業に伴う交差点解析のうち次に掲げるもの

ア 解析結果総括表(1/2)のうち、交差点需要率の項目欄の2項目目から4項目目までの「1行目1文字目及び2文字目」、車線最大混雑度の項目欄の2項目目から4項目目までの「1行目1文字目及び2文字目」及び手書きの表の項目欄の2項目目から4項目目までの「1文字目及び2文字目」

イ 解析結果総括表(2/2)のうち、交差点需要率の項目欄の2項目目から4項目目までの「1行目1文字目及び2文字目」及び車線最大混雑度の項目欄の2項目目から4項目目までの「1行目1文字目及び2文字目」

ウ 目次のうち、「1行目から4行目まで」、「7行目1文字目から10文字目まで」、「7行目19文字目から25文字目まで」、「15行目から17行目5文字目まで」、「18行目1文字目から5文字目まで」及び「19行目1文字目から5文字目まで」並びにページ番号

エ 交通量配分及び交差点需要率の整理のうち次に掲げるもの

(ア) 2ページ目の「1行目」及びページ番号

(イ) 4ページ目の「1行目1文字目から10文字目まで」及び「1行目19文字目から25文字目まで」並びにページ番号

オ 交差点需要率及び混雑度の解析のうち次に掲げるもの

(ア) 29ページ目から32ページ目まで及び35ページ目から43ページ目までの右上の調査地点名、上段の表（「3行目右欄の7文字目から16文字目まで」を除く。）、下段の表の項目欄、図の見出し及びページ番号

(イ) 33ページ目の右上の調査地点名、上段の表（「3行目右欄の7文字目から29文字目まで」を除く。）、下段の表の項目欄、図の見出し及びページ番号

(ウ) 34ページ目の右上の調査地点名（「3行目」を除く。）、上段の表（「3行目右欄の7文字目から24文字目まで」を除く。）、下段の表の項目欄、図の見出し及びページ番号

(エ) 44ページ目から48ページ目まで、50ページ目から59ページ目まで及び62ページ目から67ページ目までの右上の調査地点名（「1行目4文字目から13文字目まで」を除く。）、上段の表（「3行目右欄の7文字目から20文字目まで」を除く。）、下段の表の項目欄、図の見出し及びページ番号

(オ) 49ページ目及び61ページ目の右上の調査地点名（「1行目4文字目から13文字目まで」及び「2行目5文字目から15文字目まで」を除く。）、上段の表（「3行目右欄の7文字目から28文字目まで」を除く。）、下段の表の項目欄、図の見出し及びページ番号

(カ) 60ページ目の右上の調査地点名（「1行目4文字目から13文字目まで」を除く。）、上段の

表（「3行目右欄の7文字目から33文字目まで」を除く。），下段の表の項目欄，図の見出し及びページ番号

- (3) 幹線市道4号の車両通行止めに係る社会実験についてのうち2ページ目の「5行目39文字目から9行目まで」

3 平成28年10月18日会議関係文書

- (1) 会議等結果報告のうち，1ページ目の会議等の内容の「6行目」及び「29行目」並びに3ページ目の会議等の内容の「16行目」及び「20行目」

- (2) 泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業に伴う交差点解析のうち次に掲げるもの

ア 解析結果総括表(1/2)のうち，交差点需要率の項目欄の2項目目から4項目目までの「1行目1文字目及び2文字目」及び車線最大混雑度の項目欄の2項目目から4項目目までの「1行目1文字目及び2文字目」

イ 解析結果総括表(2/2)のうち，交差点需要率の項目欄の2項目目から4項目目までの「1行目1文字目及び2文字目」及び車線最大混雑度の項目欄の2項目目から4項目目までの「1行目1文字目及び2文字目」

ウ 目次のうち，「1行目から4行目まで」，「7行目1文字目から10文字目まで」，「7行目19文字目から25文字目まで」，「15行目から17行目5文字目まで」，「18行目1文字目から5文字目まで」及び「19行目1文字目から5文字目まで」並びにページ番号

エ 交通量配分及び交差点需要率の整理のうち次に掲げるもの

- (ア) 2ページ目の「1行目」及びページ番号

- (イ) 4ページ目の「1行目1文字目から10文字目まで」及び「1行目19文字目から25文字目まで」並びにページ番号

オ 交差点需要率及び混雑度の解析のうち次に掲げるもの

- (ア) 29ページ目から32ページ目まで及び35ページ目から43ページ目までの右上の調査地点名，上段の表（「3行目右欄の7文字目から16文字目まで」を除く。），下段の表の項目欄，図の見出し及びページ番号

- (イ) 33ページ目の右上の調査地点名，上段の表（「3行目右欄の7文字目から29文字目まで」を除く。），下段の表の項目欄，図の見出し及びページ番号

- (ウ) 34ページ目の右上の調査地点名（「3行目」を除く。），上段の表（「3行目右欄の7文字目から24文字目まで」を除く。），下段の表の項目欄，図の見出し及びページ番号
(エ) 44ページ目から48ページ目まで，50ページ目から59ページ目まで及び62ページ目から67ページ目までの右上の調査地点名（「1行目4文字目から13文字目まで」を除く。），上段の表（「3行目右欄の7文字目から20文字目まで」を除く。），下段の表の項目欄，図の見出し及びページ番号

- (オ) 49ページ目及び61ページ目の右上の調査地点名（「1行目4文字目から13文字目まで」及び「2行目5文字目から15文字目まで」を除く。），上段の表（「3行目右欄の7文字目から28文字目まで」を除く。），下段の表の項目欄，図の見出し及びページ番号

- (カ) 60ページ目の右上の調査地点名（「1行目4文字目から13文字目まで」を除く。），上段の表（「3行目右欄の7文字目から33文字目まで」を除く。），下段の表の項目欄，図の見出し

及びページ番号

4 平成 28 年 11 月 24 日会議関係文書

泉町 1 丁目北地区第一種市街地再開発事業に伴う交通協議のうち、「右上の囲み」、「1 行目から 2 行目 20 文字目まで」及び「2 行目 33 文字目から 36 文字目まで」

5 平成 28 年 12 月 27 日会議関係文書

会議等結果報告のうち 2 ページ目の会議等の内容の「9 行目」

6 平成 29 年 3 月 13 日会議関係文書

会議等結果報告のうち、1 ページ目の会議等の内容の「3 行目」並びに 2 ページ目の会議等の内容の「14 行目」及び「24 行目」

7 平成 29 年 3 月 15 日会議関係文書

会議等結果報告のうち、1 ページ目の会議等の内容の「3 行目」及び 2 ページ目の会議等の内容の「9 行目」

8 平成 29 年 4 月 21 日会議関係文書

(1) 会議等結果報告のうち、1 ページ目の会議等の内容の「3 行目」及び「12 行目」

(2) 泉町 1 丁目北地区第一種市街地再開発事業に伴う周辺道路整備の交差点協議についてのうち、「1 行目から 4 行目まで」及び「17 行目 1 文字目から 27 文字目まで」

別表第3

平成28年4月8日会議関係文書

泉町周辺地区のまちづくりの2ページ目の「11行目」、「14行目」、「17行目」及び「22行目」